

1. 評価対象に関する事項		
法人名	国立研究開発法人建築研究所	
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度（第5期）
	中長期目標期間	令和4～令和9年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		国土交通大臣		
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	技術調査課長 奥田 晃久
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 波々伯部 信彦
3. 評価の実施に関する事項				
・理事長・監事ヒアリング：令和6年7月17日 ・研究開発に関する国立研究開発法人審議会からの意見聴取：令和6年7月17日				

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1. 全体の評価								
評価	A：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
		A	A					
評価に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」（平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定）の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評価の算術平均（以下算定式のとおり。）に最も近い評価である「A」評価とする。 【項目別評価の算術平均】 算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い2項目（研究開発の成果の最大化そのほかの業務の質の向上に関する事項）については加重を2倍とする。 $\left(A\ 4\text{点} \times 2\text{項目} \times 2 + B\ 3\text{点} \times 3\text{項目} \times 1 \right) \div \left(2\text{項目} \times 2 + 3\text{項目} \right) \div 3.57$ ⇒加重後の算術平均に最も近い評価は「A」評価である。							

2. 法人全体に対する評価
法人全体として、建築基準法その他の建築・住宅関連法令に関する研究に取り組み、技術基準の整備等のための基礎資料として活用される成果を創出する、研修を通じて発展途上国等の技術者等の養成を適切に行う、査読付き論文を 65 報発表するなど、「研究開発成果の最大化」に向け、顕著な成果の創出が認められる。また業務運営上の重大な課題はなかった。

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等
特段の課題等なし

4. その他事項	
研究開発に関する審議会の主な意見	・過年度の助言事項であった業務実績評価のスリム化が着実になされている。 ・評価指標、モニタリング指標ともに素晴らしい実績であり、国際的な活動も含めて、今後もこれを継続されたい。 ・関連行政施策の立案や技術基準の策定への活用を目的している点で建築研究所の研究は特色があるが、その思想を関連研究者と共有するために、共同研究において外部の研究者（特に建研出身以外の研究者）への教育も含めた連携も高めてほしい。 ・基準整備と研究という二つの役割を職員がバランス良く行っていくことが重要。 ・評価の高い研修は、多方面で横展開していく事が望ましい。 ・研修修了後においても、修了生の母国における研修効果の還元状況の把握、修了生とのネットワーク構築などに努めていただきたい。 ・競争的資金等の組織的かつ戦略的な獲得に、なお一層努めていただきたい。 ・顕著な業績を上げる一部の研究員に過剰な負担がかかっているのであれば、事務的なサポートや、金銭的なインセンティブをきちんと設けることが必要である。 ・労働人口の減少を踏まえて、より積極的に研究者を確保していくことが重要。 ・研究者のジェンダーバランス改善には引き続き取り組んでいただきたい。 ・評価項目のうち、「研究開発等に関する事項」について、今以上に重点を置いた方が良いのではないかと。海外の研究機関との連携を強化していただきたい。 ・建築と人との関わりにおいてナッジ論の観点が重要である。 ・給料面のインセンティブに関して国交省以外の研究法人の給料システムも参考にすべき。 ・女性の管理職登用にあたっては、複数人で同じ悩みを共有できるような環境を整えることが重要である。 ・女性の登用に関して、サクセッションプランを作ることが重要。 ・研修について、アンコンシャス・バイアスについての研修を行うことが重要。 ・生成 AI の活用について、事務的なことを含めてもっと活用することが重要。

	・最新の海外研究を日本に持ち帰ってくるような制度が建築研究所にあってもよいのでは。 ・間接経費を活用し、研究支援をより手厚く行っていくべき。
監事の主な意見	特になし

様式 2－1－3 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中長期目標（中長期計画）	年度評価							項目別 調書No.	備考
	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			
Ⅰ．研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項									
1．研究開発等に関する事項	A○	A○						1	
2．研修に関する事項	A○	A○						2	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

中長期目標（中長期計画）	年度評価							項目別 調書No.	備考
	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項									
・業務改善の取組 ・働き方改革	B	B						3	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項									
・予算、収支計画、資金計画	B	B						4	
・短期借入金の限度額									
・不要財産の処分に関する計画									
・重要財産の譲渡等に関する計画									
・剰余金の使途									
・積立金の使途									
Ⅳ．その他の事項									
・内部統制 ・人材確保、育成方針、人事管理 ・その他	B	B						5	

様式 2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1	研究開発等に関する事項		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第 1 2 条第 1 号、第 2 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

2．主要な経年データ																
①主な参考指標情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	目標値	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	
研究開発プログラムに対する研究評価での評価・進捗確認	全て B 又は b 以上	全て A	全て A						予算額（千円）	1,320,798	1,306,798					
共同研究数(持続可能プログラム)	20 件以上	26	29						決算額（千円）	2,193,355	2,576,597					
共同研究数(安全・安心プログラム)	20 件以上	20	20						経常費用（千円）	1,502,314	1,475,385					
査読付き論文の発表数(持続可能プログラム)	20 報以上	29	32						経常利益（千円）	△491	15,269					
査読付き論文の発表数(安全・安心プログラム)	35 報以上	45	33						行政サービス実施コスト（千円）	2,072,780	2,093,745					
研究施設の公開回数	5 回以上	14	17						従事人員数（人）	53	52					
実施課題数(件)	－	59	66													
国内外からの研究者の受入人数(人)	－	82	86													
国際会議への役職員の派遣件数(件)	－	15	37													
競争的資金等の獲得件数(件)	－	48	48													
技術指導件数(持続可能プログラム)(件)	－	149	182													
技術的支援件数(持続可能プログラム)(件)	－	96	79													
策定に関与した国内外の技術基準数(持続可能プログラム)(件)	－	16	17													
技術指導件数(安全・安心プログラム)(件)	－	82	144													

	技術的支援件数 (安全・安心プログラム) (件)	—	73	62														
	策定に関与した 国内外の技術基 準数(安全・安心 プログラム) (件)	—	18	12														
	関 与 して いる ISO 国内委員会 数(件)	—	13	13														
	論文(日本語)の 発表数(持続可 能プログラム) (報)	—	179	169														
	論文(外国語)の 発表数(持続可 能プログラム) (報)	—	12	26														
	論文(日本語)の 発表数(安全・安 心プログラム) (報)	—	125	101														
	論文(外国語)の 発表数(安全・安 心プログラム) (報)	—	33	25														
	刊行物の発行件 数(件)	—	9	9														
	発表会、国際会 議の主催数(件)	—	14	10														
	ホームページの アクセス数(万 件)	—	1,081	1,054														
	マスメディアへ の掲載記事数 (件)	—	60	75														

注1) 決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価	
					主な業務実績等	自己評価		
							設定	A
	第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 建研は、第1章の法人の位置付け及び役割（ミッション）を果たすため、1. 研究開発等に関する事項、2. 研修に関する事項をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。 建築・都市計画技術は、社会的な重要課題に対して迅速・的確に解決策を提供するために、多様な要素技術をすりあわせたり統合したりすることで新たな技術を構築する社会的な技術であり、時々刻々と変化する社会的要請や国民の生活実感等の多様なニーズを的確に受け止め、研究開発を行うことが重要である。 したがって、研究開発等の基本方針として、建研は、建研法第3条に定められた目的を達成するため、国の政策等を踏まえるとともに、建築・都市計画技術に対する社会的要請や国民のニーズを的確に受け止め、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たすものとする。その際、グローバルな視点を持ち研究開発等を実施するために国際的な動向や情報を的確に把握するとともに、研究開発等に関する国際的な	第1章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 中長期目標を達成するために、国の政策等を踏まえるとともに、住宅・建築・都市計画技術に対する社会的要請や国民の生活実感等の多様なニーズを的確に受け止め、具体的な研究開発プログラムを設定し、行政と緊密な連携を図りつつ、個々の研究開発を実施する。 研究開発の実施に当たっては、国の行政施策や技術基準に関連する技術的知見の取得、民間事業者等の技術開発の誘導・促進や優れた技術の市場化に資する新技術の評価法・試験法の開発等のうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものについて、国立研究開発法人としての公正・中立な立場で研究開発を行う。 その際、社会的・国民的ニーズが高く、早急かつ重点的に取り組む研究開発を実施するとともに、長期的な視点から必要な基礎的・先導的研究開発に取り組む。 また、社会的要請の高い課題に取り組むために、中長期目標に基づいて設定する研究開発プログラムに合わせ、その遂行に必要なとなる研究体制を整備するとともに、他の研究機	第1章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 研究開発の実施に当たっては、国の行政施策や技術基準に関連する技術的知見の取得、民間事業者等の技術開発の誘導・促進や優れた技術の市場化に資する新技術の評価法・試験法の開発等のうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものについて、国立研究開発法人としての公正・中立な立場で研究開発を行う。 その際、社会的・国民的ニーズが高く、早急かつ重点的に取り組む研究開発を実施するとともに、長期的な視点から必要な基礎的・先導的研究開発に取り組む。 また、社会的要請の高い課題に取り組むために、中長期目標に基づいて設定する研究開発プログラムに合わせ、その遂行に必要なとなる研究体制を整備するとともに、他の研究機関とも連携し競争的研究資金の戦略的・積極的獲得や建研及び研究者の能力の向上に努めることにより、研究開発成果の最大化を更に図る。 さらに、グローバルな視点を持ち研究開発等を実施するために国際的な動向や情報を的確に把握するとともに、二国間の取極である科学技術協力協定等に基づく共	評価軸 （1）研究開発成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか （2）研究開発成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか （3）研究開発成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか （4）国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか 評価指標 ○研究開発プログラムに対する研究評価での評価・進捗確認（目標値：すべてB又はb以上） ○共同研究数（持続可能プログラム）（目標値：20件以上） ○共同研究数（安全・安心プログラム）（目標値：20件以上） モニタリング指標 ○実施課題数 ○国内外からの研究者の受入人数 ○国際会議への役職員の派遣数 ○競争的資金等の獲得件数	＜主要な業務実績＞ ○「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を適用し、研究開発成果の最大化に向けて、「持続可能プログラム」及び「安全・安心プログラム」の2つの研究開発プログラムを、第5期中長期目標・計画の内容とも整合させつつ策定した。「研究開発プログラム」は、研究開発が関連する政策・施策の目的に対し、それを実現するための活動のまとまりとして構成し、それぞれにプログラムディレクターを配置し、プログラム内の研究開発課題を有機的に関連付けた。共同研究や外部資金導入等による効果的なアウトプットの実現を図るとともに、技術の指導や成果の普及に係るアウトカム指標も評価軸として研究評価（内部、外部）を毎年度実施する進捗管理体制を構築した。 ○「持続可能プログラム」及び「安全・安心プログラム」の2つの研究開発プログラムを策定し、その中で個別研究開発課題 66 課題について着実に研究開発を推進した。 ○「持続可能プログラム」を的確に推進するために、住宅・建築・都市における環境性能・エネルギー消費性能向上に向けた技術の開発、住宅・建築物の設計・施工・維持管理などにおける BIM 等のデジタル技術の活用加速化に向けた技術の開発、社会構造及び生活様式の変化に対応し、マンションを含む住宅・建築・都市のストック活用促進等に関する技術の開発等の課題に取り組んだ。 ○「安全・安心プログラム」を的確に推進するために、巨大地震や強風等による住宅・建築物の損傷や倒壊を防止するための構造安全性の確保に向けた技術の開発、建築物の火災に対する高度な避難安全・避難誘導を実現するための技術の開発、デジタル技術の活用などにより、地震や火災等の発生後における住宅・建築・都市の迅速な被害把握を行うための技術の開発等の課題に取り組んだ。	＜評定と根拠＞ 評定：A ○建築研究所に設置された研究評価委員会において、2つの研究開発プログラムの令和5年度の取組に関する年度評価でA評価を得たこと等を総合的に勘案し、自己評価をAとした。 ○「持続可能プログラム」においては、地球温暖化やエネルギー問題に対して低炭素で持続可能な住宅・建築・都市の実現を目標に、それぞれ建築物省エネ法、建築基準法等に関連する技術基準の整備等のための基礎資料として活用される成果を、「安全・安心プログラム」においては、巨大地震や風水害等の自然災害や火災等に対して強靱な住宅・建築・都市の実現を目標に、建築基準法、住宅品確法等に関連する技術基準の整備等のための基礎資料や国際地震工学研修用教材として活用される成果を創出することができた。 ○「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、全ての研究開発課題と研究開発以外の手段のまとまりを振り分けて2つの研究開発プログラムを策定し、それぞれのプログラムディレクターのトップマネジメントで推進した。また、年度末に社会のニーズ、アウトプットやアウトカムの観点を重視した研究評価（内部、外部）を実施した。 ○外部評価委員会においては、以下の①～③の観点から外部評価を受け、いずれもa評価とされた。 ①成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか。 【評価された点】 ・持続可能プログラム：地球温暖化やエネルギー問題に対して低炭素で持続可能な住宅・建築・都市の実現に向け、「脱炭素社会における室内環境性能確保と省エネを両立させた設計手法に関する研究」をはじめとした研究開発、技術指導、成果の普及等に取り組んでいる。 ・安全・安心プログラム：巨大地震や風水害等の自然災害や火災等に対して強靱な住宅・建築・都市の実現に向け、「建築物の耐震レジリエンス性能指向型設計・評価手法に関する研究」をはじめとした研究開発、技術指導、成果の普及等に取り組んでいる。 ・以上から、成果・取組は国の方針や社会のニーズに適合しているといえる。 ②成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか。 【評価された点】 ・持続可能プログラム：建築物省エネ法、建築基準法等に関連する技術基準や関連諸制度の改善のための基礎資料の整備に向けた各種検証結果・知見等を得られたほか、都市構造予測・評価に係るケーススタディの試行など住	＜評定に至った理由＞ 以下の通り、顕著な成果が認められたため、A評定とした。 ・「持続可能プログラム」においては、地球温暖化やエネルギー問題に対して低炭素で持続可能な住宅・建築・都市の実現に向け、「脱炭素社会における室内環境性能確保と省エネを両立させた設計手法に関する研究」をはじめとした研究開発、技術指導、成果の普及等に取り組むなど、成果・取組は国の方針や社会のニーズに十分に適合しているといえる。 ・「安全・安心プログラム」においては、巨大地震や風水害等の自然災害や火災等に対して強靱な住宅・建築・都市の実現に向け、「建築物の耐震レジリエンス性能指向型設計・評価手法に関する研究」をはじめとした研究開発、技術指導、成果の普及等に取り組むなど、成果・取組は国の方針や社会のニーズに十分に適合しているといえる。 ・建築物省エネ法、建築基準法、住宅品確法等に関連する技術基準や関連諸制度の改善のための基礎資料の整備に向けた各種検証結果・知見等を得たほか、令和5年度に策定された技術基準で建築研究所が関与したものは29件あり、成果・取組が社会的価値の創出に十分に貢献しているものといえる。 ・遠心載荷実験による液状化層相対密度及び接地圧の地震被害に与える影響の解明や木造住宅模型実験による躯体に作用する流体力のシミュレーションによる検証、エレベーターを用いた火災時避難における群集制御方法の構築など、予定通り着実に成果を挙げており、成果・取組	

	連携や交流に努めるものとする。 この方針の下、建研は、その強みを遺憾なく発揮することができるよう、第6章2.において後述するように、必要な研究体制を整備し、その人材等を最大限に活用することができるようにしたうえで、社会的要 請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。その際、研究開発成果の最大化に向けて、解決すべき重要課題ごとに、複数の研究開発課題のほか、技術の指導や成果の普及等も組み合わせた研究 5 開発プログラムを構成することによって、効果的に国民生活及び社会への成果の還元を図るものとし、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。 また、他の研究機関とも連携して競争的研究資金の戦略的・積極的獲得や建研のポテンシャル及び研究者の能力の向上に努めることにより、研究開発成果の最大化を更に図るものとする。 なお、研究開発の手法としては、実験施設によるもの以外に、コンピュータによるシミュレーション技術の利用も推進していくものとする。また、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、建研は引き続き国との密な連携を図るものとする。 他分野・他機関との産学官連携については、大学・研究機関等の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化	関とも連携し競争的研究資金の戦略的・積極的獲得や建研及び研究者の能力の向上に努めることにより、研究開発成果の最大化を図る。 さらに、グローバルな視点を持ち研究開発等を実施するために国際的な動向や情報を的確に把握するとともに、二国間の取極である科学技術協力協定等に基づく共同研究等を通じて、研究開発等に関する国際的な連携や交流に努める。 なお、研究開発の手法としては、実験施設によるもの以外に、コンピュータによるシミュレーション技術の利用も推進していく。 他分野・他機関との産学官連携については、我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究テーマの特性に応じて、グローバルな視点や他分野との連携も含め、国内外の大学、研究機関、民間企業等との適切な役割分担のもとで、効果的かつ効率的な産学官連携を推進する。特に、国の技術基準につながる研究開発を産学官連携によって進める際には、国立研究開発法人である建研が主導して進める。その際、共同研究、政府出資金を活用した委託研究、人的交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努める。また、実証研究や指導・成果の普及のため、地方公共団体や公的団体等との連携を一層推進する。 技術の指導及び成果の普及等の実	同研究等を通じて、研究開発等に関する国際的な連携や交流に努める。 なお、研究開発の手法としては、実験施設によるもの以外に、コンピュータによるシミュレーション技術の利用も推進していく。 他分野・他機関との産学官連携については、我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究テーマの特性に応じて、グローバルな視点や他分野との連携も含め、国内外の大学、研究機関、民間企業等との適切な役割分担のもとで、効果的かつ効率的な産学官連携を推進する。特に、国の技術基準につながる研究開発を産学官連携によって進める際には、国立研究開発法人である建研が主導して進める。その際、共同研究、政府出資金を活用した委託研究、人的交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努める。また、実証研究や指導・成果の普及のため、地方公共団体や公的団体等との連携を一層推進する。 技術の指導及び成果の普及等の実	○競争的資金等の獲得は、次のとおりであった。 - 新たな獲得数は 23 課題であり、継続課題と合わせて 48 課題 353 百万円を獲得した。 - このうち、科学研究費助成事業については、新たに 15 課題が採択され、継続課題と合わせて 39 課題、0.4 億円となった。 ○外部資金を獲得するための取組として、国の予算制度である、研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）及び戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）について取組んでいる。また、年々厳しさを増す競争環境の中、申請前に所内審査会を開催し、大学や他の独立行政法人等の研究機関とも密接に連携を図りつつ、様々な分野の競争的研究資金等への申請を行った。 ○国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取組を、次のとおり行った。 「建築物の維持保全に関わる係留式及び接触・破壊式ドローンシステムの技術開発」や「引張軸力が作用する鉄筋コンクリート造連層壁部分の耐力評価に関する検討」をはじめ、外部の研究機関と共同研究を持続可能プログラムは 29 件、安全・安心プログラムは 20 件実施した。 ○海外研究機関等との共同研究を含め、研究者の受入数	宅・建築・都市分野の生産性の向上や持続可能かつ快適な社会の構築にも取り組んでいる。 また、社会的価値の創出に特段の貢献が期待される研究課題として、6 つの指定課題に取り組んでいる。 - 安全・安心プログラム：建築基準法、住宅品確法等に関連する技術基準の整備や関連諸制度の改善のための基礎資料の整備に向けた各種検証結果・知見等を得られたほか、国際地震工学研修用教材として活用されるものとして取りまとめられている。 - また、社会的価値の創出に特段の貢献が期待される研究課題として、4 つの指定課題に取り組んでいる。 - 以上から、成果・取組は社会的価値の創出に貢献するものであるといえる。 ③成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実施される計画となっているか。 【評価された点】 - 持続可能プログラム：建物の周囲状況や居住者・使用者の使い方等を含めた多様な省エネ技術の評価方法の整理・拡充や打音装置搭載ドローンと浮き検出 AR アプリによる調査技術の検証、共働き子育て世帯の住替え実態の分析、意向把握、意向と実態の比較など、概ね予定通り着実に成果を挙げている。カーボンニュートラルでウェルビーイングな社会を実現するため、建築分野でも貢献が求められており、このプログラムへの期待は大きい。 - 安全・安心プログラム：遠心載荷実験による液状化層相対密度及び接地圧の地震被害に与える影響の検証や津波氾濫水路を用いた木造住宅模型実験による躯体に作用する流体力の検証、一般エレベーターを用いた火災時避難における群集制御方法の構築など、予定通り着実に成果を挙げている。 - 以上から、成果・取組は期待された時期に適切な形で創出・実施されているといえる。 ○競争的資金審査会等により、競争的資金等の組織的かつ戦略的な獲得に努め、建築研究所の役割（ミッション）に合致した競争的資金等外部資金を 353 百万円獲得した。 ○BRIDGE については、「インフラ分野の DX の推進」、「住宅・社会資本分野における人工衛星等を活用したリモートセンシング技術の社会実装」及び「中高層木造建築物の普及を通じた炭素固定の促進」における 3 課題に取り組んだ。 ○SIP については、1 ターム 5 年間の研究期間となっており、SIP 第 3 期（令和 5 年度～令和 9 年度）における「スマート防災ネットワークの構築」及び「スマートインフラマネジメント」の課題において、3 つの研究題目に取り組んだ。 ○研究開発の効果的・効率的な推進のため、建築研究所主導のもと、国内外の大学・民間事業者・研究機関との適切な役割分担下での共同研究や研究者の受入等の取組を実施した。 ○共同研究数は持続可能プログラムにおいては目標値を大きく上回り、安全・安心プログラムにおいては目標値を達成している。 ○外部評価委員会においては、以下の④の観点か	は期待された時期に適切な形でかつ十分に創出・実施されているといえる。 ・国土交通省の関連部局と連携して研究開発を推進するとともに、国総研、大学、業界団体等との間で持続可能プログラムにおいては 29 件、安全・安心プログラムにおいては 20 件と目標値以上の共同研究を実施している。また、一部の研究課題では外部有識者で構成される委員会を組成し、外部の知見を取り入れながら研究開発等を進めているほか、「建築研究開発コンソーシアム」での民間企業等との研究会も開催するなど、国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取組を適切にかつ十分に行っているものといえる。 ＜今後の課題＞ 特段の課題はなし ＜その他事項＞ （国立研究開発法人審議会の意見） ・「持続可能プログラム」においては、建築物省エネ法、建築基準法等に関連する技術基準の整備等のための基礎資料として活用される成果を、「安全・安心プログラム」においては、建築基準法、住宅品確法等に関連する技術基準の整備等のための基礎資料や国際地震工学研修用教材として活用される成果を、国の方針や社会のニーズに適合するように着実に創出している。 ・概ね中長期計画に従って順調に進捗しており、カーボンニュートラル、DX、風水害対応や国土強靱化等という国の方針・社会のニーズに適合し、技術基準や関連諸制度の改善のための検証結果・知見を得られることで社会的価値の創出にも資するものであり、それが適切な時期・形で創出される計画となっている。 ・予め定められた多岐に亘るプログラムや課題に対して、非常にバランス良く研究開発を進めており、顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
--	---	---	---	---	---	--

	化のため、研究テーマの特性に応じて、グローバルな視点や他分野との連携も含め、国内外の大学、研究機関、民間企業等との適切な役割分担のもとで、効果的かつ効率的な産学官連携を推進するものとする。特に、国の技術基準につながる研究開発を産学官連携によって進める際には、国立研究開発法人である建研が主導して進めるものとする。その際、共同研究、政府出資金を活用した委託研究、人的交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努めるものとする。また、実証研究や指導・成果の普及のため、地方公共団体や公的団体等との連携を一層推進するものとする。 技術の指導及び成果の普及等の実施については、研究開発成果の最大化を図るため、次のア)及びイ)に掲げる取組を実施するものとする。			は、86 人であった。 ・国内から、客員研究員 68 名、交流研究員 17 名、合計 85 名を受け入れた。 ○海外研究機関等との共同研究や人的交流等による国際連携として、次の取組を実施した。 ・継続案件を含め 27 件の研究協定を締結して研究協力を進めた。 ・建設材料・構造に関わる国際研究機関・専門家連合（RILEM）をはじめとする国際会議など 26 件の国際会議に建築研究所の役職員を派遣し、研究開発等に関する国際的な連携・交流を実施した。	ら外部評価を受け、a 評価とされた。 ④国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取り組みが適切かつ十分であるか。 【評価された点】 ・国土交通省の関連部局と連携して研究開発を推進するとともに、国総研、大学、業界団体等との間で持続可能プログラムにおいては 29 件、安全・安心プログラムにおいては 20 件の共同研究を実施している。また、一部の研究課題では外部有識者で構成される委員会を組成し、外部の知見を取り入れながら研究開発等を進めているほか、「建築研究開発コンソーシアム」での民間企業等との研究会も開催している。 ・以上から、国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分なものとなっているといえる。	・研究成果の国際標準への反映等に加え、令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震の被災地に専門家を派遣し、地震のみならず火災による建築物被害の状況により、迅速に被害調査を行い結果速報を次々公開した点は、有事における研究成果の活用として注目に値する。 ・能登半島地震被害に対する国が設置した各種委員会委への参加、調査協力等において、多くの専門家を派遣するとともに、調査結果速報を迅速に公開していることは評価に値する。 ・安全・安心プログラムの査読付き論文を除き、全ての評価指標が目標を達成しており、目標未達の理由も国際会議のタイミングに合わせて修正される予定であることから問題なく A 評価でよいと考える。 ・目標に沿って適切に研究開発が実施され、目標とした成果の指標を達成している。 ・研究予算として重点課題と一般課題で適切なメリハリがつけられていると評価する。
ア) 技術の指導 国から技術的支援の要請があった場合等には、積極的かつ的確に対応するものとする。 具体的には、国や地方公共団体等の政策の企画・立案や技術基準の策定等に対する技術的支援や、建築・都市計画技術に係る国際標準の作成に寄与する ISO 委員会への参画等の技術的支援をはじめ、中長期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して技術の指導を実施する。 また、国立研究開発法人建築研究所法(平成 11 年法律第 206 号) 第 14 条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対応するものとする。 また、建研法第 14 条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対応するものとする。 さらに、独立行政法人国際協力機構	ア) 技術の指導 国の政策の企画・立案や技術基準の策定等に対する技術的支援や建築・都市計画技術に係る国際標準の作成に寄与する ISO 委員会への参画等の技術的支援をはじめ、中長期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して技術の指導を実施する。 また、国立研究開発法人建築研究所法(平成 11 年法律第 206 号) 第 14 条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対応する。 さらに、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)等の国際協力活動を実施する	ア) 技術の指導 国の政策の企画・立案や技術基準の策定等に対する技術的支援や建築・都市計画技術に係る国際標準の作成に寄与する ISO 委員会への参画等の技術的支援をはじめ、中長期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して技術の指導を実施する。 また、国立研究開発法人建築研究所法(平成 11 年法律第 206 号) 第 14 条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対応する。 さらに、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)等の国際協力活動を実施する	評価軸 (1) 国内の政策の企画立案や技術基準策定等に対する技術的支援が適切かつ十分であるか (2) 国際標準化に対する技術的支援が適切に行われているか モニタリング指標 ○技術指導件数(持続可能プログラム) ○技術的支援件数(持続可能プログラム) ○策定に關与した国内外の技術基準数(持続可能プログラム) ○技術指導件数(安全・安心プログラム) ○技術的支援件数(安全・安心プログラム) ○策定に關与した国	○政策の企画立案や技術基準策定に対する技術的支援として、次の取組を実施した。 ・技術指導 持続可能プログラム 182 件 安全・安心プログラム 144 件 ・国の施策に関する評価事業 3 件 ○国の施策に関する技術的支援の結果、令和 5 年度に策定された技術基準で建築研究所が関与したものは、持続可能プログラム 17 件、安全・安心プログラム 12 件であった。 ○令和 6 年 1 月 1 日に発生した「令和 6 年能登半島地震」に際し、国からの要請を受け、発災直後の 1 月 3 日から 3 月末日までの間に、延べ 29 名の専門家職員を派遣し、被災箇所の災害調査を行った。また、調査結果速報を次々と公開したほか、強震動・津波解析結果についてまとめた資料が、1 月 25 日に開催された科学技術・イノベーションに関する局長級会議において紹介された。 ○協力している規格作成委員会等として、JIS 9 件について参加した。	○外部評価委員会においては、以下の⑤の観点から外部評価を受け、a 評価とされた。 ⑤政策の企画立案や技術基準策定等に対する技術的支援が適切かつ十分に行われているか。 【評価された点】 ・持続可能プログラム：国土交通省「集団規定に係る基準検討委員会」において直近の法令改正や規制改革要望に応じて検討している技術基準案について技術的支援に取り組むとともに、国土交通省「建築防火基準委員会」等において 17 件※の建築基準法等に関連する技術基準の策定や、これらに関連する学協会等の規基準・各種指針、JIS の策定等の技術的支援に取り組んでいる。 ・安全・安心プログラム：国土交通省「建築構造基準委員会」「建築防火基準委員会」等において 12 件※の建築基準法等に関連する技術基準の策定や、これらに関連する学協会等の規基準・各種指針、JIS の策定等の技術的支援に取り組んでいる。 また、令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会」への委員参加、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」へのオブザーバー参加の他、被災建築物等の調査及び TEC-FORCE 派遣として、22 班・延べ 51 名（うち、当研究所 29 名、令和 6 年	

	（JICA）等の国際協力活動を行う団体に対する技術の指導を実施するものとする。	団体と連携し、開発途上国からの研究者等を受け入れるほか、国等からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を行う。	体と連携し、開発途上国からの研究者等を受け入れるほか、国等からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を行う。	内外の技術基準数（安全・安心プログラム） ○関与している ISO 国内委員会数	○国際標準に対する貢献、アジアをはじめとした世界への貢献として、次の取組を実施した。 ・耐震構造、火災安全、建築環境分野を中心に、国際標準の作成に寄与する 13 件の ISO 国内委員会に参画した。一部は日本代表として国際委員会 1 件に役職員を派遣した。	3 月末日時点）の研究者を派遣している。さらに、調査結果の速報を次々と公開している。 ・ 以上から、政策の企画・立案や技術基準策定等に対する技術的支援が適切かつ十分に行われているといえる。（※策定に関与した国内の技術基準数(JIS を除く)） ○ISO 委員会に職員を派遣し、研究開発成果を建築分野の国際標準へ反映させるなど着実に実施した。	
	イ） 成果の普及等 研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力するものとする。 また、研究開発成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けることとし、併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供するものとする。 さらに、出資を活用し、民間の知見等を生かした研究開発成果の普及を促進するものとする。	イ）成果の普及等 研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態で取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力する。 また、研究開発成果の効果的な普及のため、成果発表会やシンポジウム、研究施設の公開などの各種イベントの開催・参加、成果報告書や広報誌等の配布・公表、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて、技術者のみならず広く国民へ、見やすく分かりやすい方法により情報発信を行う。併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供する。その際、成果発表会やシンポジウム等における Web 配信の活用等を検討し、成果の効果的な普及を更に推進する。 さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、出資並びに	イ）成果の普及等 研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態で取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力する。 また、研究開発成果の効果的な普及のため、成果発表会やシンポジウム、研究施設の公開などの各種イベントの開催・参加、成果報告書や広報誌等の配布・公表、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて、技術者のみならず広く国民へ、見やすく分かりやすい方法により情報発信を行う。併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供する。その際、成果発表会やシンポジウム等における Web 配信の活用等を検討し、成果の効果的な普及を更に推進する。 さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、出資並びに人的及び技術的援助の手段	評価軸 （１）研究開発成果を適切な形で取りまとめ、関係学会での発表等による成果の普及が適切に行われているか （２）研究開発成果・取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか 評価指標 ○査読付き論文の発表数（持続可能プログラム） （目標値：20 報以上） ○査読付き論文の発表数（安全・安心プログラム） （目標値：35 報以上） ○研究施設の公開回数 （目標値：5 回以上） モニタリング指標 ○論文（日本語）の発表数（持続可能プログラム） ○論文（外国語）の発表数（持続可能プログラム） ○論文（日本語）の発表数（安全・安心プログラム） ○論文（外国語）の発表数（安全・安心プログラム） ○刊行物の発行件数 ○発表会、国際会議の主催数 ○ホームページのアクセス数 ○マスメディアへの掲載記事数	○研究開発成果を適切な形で取りまとめ、関係学会での発表等による成果の普及を次のとおり実施した。 ・持続可能プログラムにおける査読付き論文 32 報、安全・安心プログラムにおける査読付き論文 33 報の論文等を発表した。 ・社会的にも価値のある質の高い研究を目指し研究開発成果の普及・発信に努めた結果、研究開発成果の社会的な評価ともいえる各種表彰として 5 件の賞が授与された。 ・研究開発成果を発表するため、建築研究所講演会をはじめ、10 回の発表会等を開催した。 ・国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用しうる形態として、研究成果を取りまとめた報告書を「建築研究資料」として 5 件、「建築研究報告」として 1 件出版し、ホームページで公表した。これらは、建築行政実務等に活用されている。 ○社会に向けて分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を、次のとおり実施した。 ・施設一般公開を 17 回実施した。 ・つくばちびっ子博士 2023 に伴う施設一般公開は、展示館見学及び施設見学ツアーを併せて、567 名（うち、ツアー見学 333 名）の参加があった。映像や展示物および体験を交え、子どもたちが興味を持ち理解しやすいよう説明方法等を工夫した公開内容とした。また、同事業に伴う動画作成の取組に令和 5 年度に引き続き参加し、つくば市役所協力のもと、所内で撮影・動画を作成し、公表した。 ・分かりやすいウェブサイト、迅速な情報発信、掲載情報の充実を心がけ、合計約 1,054 万件のアクセスがあった。令和 5 年度には、建研講演会の公演動画の掲載や、本邦で初めて、多様な共働き子育て世帯の実数データを市区町村単位で整備し、その分析結果を公表した。 ・最新の研究成果・知見を研究者が一般の読者にわかりやすく執筆した広報誌「えびすとら」を WEB マガジン化し、4 回発行した。	○査読付き論文の発表数は、持続可能プログラムについて目標値を上回った。なお、安全・安心プログラムにおいては目標値を下回ったが、4 年に一度の WCEE（世界地震工学会・2024 年 6・7 月開催）に 13 報の論文が投稿されている。 ○令和 6 年 6 月 20 日に、国際地震工学センターが、日本の知見を世界に広げる、国際人材プログラムが評価され、国土交通大臣より、第 6 回 JAPAN コンストラクション国際賞を授与された。 ○研究開発成果の効果的な普及のため、講演会の開催、動画や広報誌の配信、研究施設の公開を通じて、広く国民へ、見やすく分かりやすい方法により情報発信を行った。 ○外部評価委員会においては、以下の⑥の観点から外部評価を受け、a 評価とされた。 【評価された点】 ⑥研究成果を適切な形でとりまとめ、関係学会での発表等による成果の普及を適切に行うとともに、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか。 ・ 過年度の研究成果も含め、日本建築学会等の学術論文として持続可能プログラムにおいては 195 報（うち査読付論文 32 報）、安全・安心プログラムにおいては 126 報（うち査読付論文 33 報）発表している。 また、最近の技術の動向などを勘案し、重要な研究成果について、技術者のみならず広く国民へ発信することを目的として、令和 6 年 2 月に公開で「建築研究所講演会」を開催しているほか、「建築研究所ニュース」として研究成果を記者発表している。 さらに、産学官が連携した「建築研究開発コンソーシアム」講演会において、関連する最新の研究成果を紹介している。 ・ 以上から、研究成果を適切な形でとりまとめ、関係学会での発表等による成果の普及を適切に行うとともに、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているといえる。	

		人的及び技術的援助の手段の活用を図る。また、出資等を行う体制については、必要に応じて見直す。	の活用を図る。また、出資等を行う体制については、必要に応じて見直す。				
--	--	--	------------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2	研修に関する事項		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第12条第6号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

2．主要な経年データ																
	①主な参考指標情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
		目標値	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	JICA による研修修了者に対するアンケート調査における研修の有用性に関する評価の平均値	85 点以上	99	97						予算額（千円）	152,322	145,552				
	研修修了者数（人）	－	36	23						決算額（千円）	153,927	133,562				
	修士号取得者数（人）	－	18	14						経常費用（千円）	162,579	165,223				
										経常利益（千円）	△525	1,568				
										行政サービス実施コスト（千円）	171,889	175,450				
										従事人員数（人）	11	9				

注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価	
				主な業務実績等	自己評価		
						評価	A
2. 研修に関する事項 開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、地震工学に関する研修を実施するものとする。その際、対面の研修に加えて、遠隔講義システム等を活用することや研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させ、研修内容を充実させることで、研修業務の効果的かつ効率的な実施に引き続き努めるものとする。	2. 研修に関する計画 開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、JICA 等との連携により、毎年度、地震工学に関する研修（長期研修及び短期研修）を実施する。その際、研修内容を充実させることで、開発途上国等の技術者の養成を効果的かつ効率的に実施するため、研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させる。また、感染症拡大の影響を受ける中で得た遠隔研修に係るノウハウを活用し、対面の研修に加えて、海外にいる講師や研修生が参加するオンライン講義を行うなど、国際地震工学研修を充実させ実施していく。	2. 研修に関する計画 開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、JICA 等との連携により、地震工学に関する研修（長期研修及び短期研修）を実施する。その際、研修内容を充実させることで、開発途上国等の技術者の養成を円滑かつ効果的に実施するため、研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させる。また、感染症拡大の影響を受ける中で得た遠隔研修に係るノウハウを活用し、対面の研修に加えて、海外にいる講師や研修生が参加するオンライン講義を行うなど、国際地震工学研修を充実させ実施していく。	評価軸 （1）研修を通じて発展途上国等の技術者等の養成が適切になされているか 評価指標 ○JICA による研修修了者に対するアンケート調査における研修の有用性に関する評価の平均値（目標値：85 点以上） モニタリング指標 ○研修修了者数 ○修士号取得者数	<主要な業務実績> ○国際地震工学研修に関し、次の取組を実施した。 ・研修修了生は 23 名となった。 ・令和 5 年度において、国際地震工学センターの研修生（参加者）は 13 カ国 27 名（令和 4・5 年度、令和 5・6 年度）の研修生を受け入れた。また、受け入れた研修生について、14 名に修士号学位が授与された。 ・うちグローバル地震観測研修では、6 カ国から 9 名の研修生を受け入れた。 ○評価指標（JICA による研修終了者に対するアンケート調査における研修の有用性に関する評価の平均値）は 97 点であった。 ○研修内容の充実、研修の広報・普及と研修効果の充実のため次の取組を実施した。 ・研修のカリキュラムに地震工学の個別研究課題（運営費交付金 8 課題、所外予算 10 課題）の最新の知見を反映させた。 ・国内外で発生した大地震に関する情報の公開、英文講義ノートや講義ビデオの公開、オンラインでの海外講師による講義、IISSE セミナーや発表会等を実施した。 ・近年の地震・津波災害（東日本大震災(2011)や熊本地震(2016)、北海道胆振東部地震(2018)、トンガ大規模噴火(2022)、トルコ・シリア地震(2023)、能登半島地震(2024)）で得られた知見を研修内容に組み入れ講義で説明した。 ○地震学や地震工学に関する国際的共通課題の解決に貢献するため、研修修了者等のヒューマンネットワークによる情報収集や研究等を行い、情報交換の活性化を図った。人的ネットワーク維持のため、研修に関連する内容を記事にした Newsletter（機関誌）を研修修了生等に対して 2 ヶ月に 1 回、合計 6 回発行した。また、これまでの情報交換のネットワークをより充実させるため、適時、研修情報を発信できるツールとして、Facebook ページにて実施中の研修情報の記事や写真を主に投稿した。 ○研修の内容の充実を図るため、研修評価実施に基づき、外部学識経験者で構成された評価委員会による外部評価を実施した。	<評定と根拠> 評定：A ○外部評価において「適切かつ大きな成果」（A ⁺ 評価）と評価されたこと等を総合的に勘案し、自己評価を A とした。 ○研修生の受入、通年研修での修士号学位取得、グローバル地震観測研修の実施など、研修を通じて発展途上国等の技術者等の養成を適切に行った。 ○評価指標は目標値（85 点以上）を大きく上回った。 ○最新の地震工学等の研究成果や近年の地震・津波災害で得られた知見を反映させる等研修内容を充実させた。 ○令和 6 年 6 月 20 日に、ディザスター・マネジメント・ポリシー・プログラムが日本の知見を世界に広げる国際人材育成プログラムとして認められ、国土交通大臣表彰「第 6 回 JAPAN コンストラクション国際賞」を受賞した。 ○研修修了者の総数は、105 カ国・地域から延べ 2,027 人に達した。人的リソースが世界中に広がることによって、海外での災害情報の迅速な収集や、国際協力を推進する上での現地での協力・支援を得られる等のメリットを享受できた。令和 5 年度において、母国の地震災害軽減に尽力されている研修終了生の例としては、Susan Ivania DURAN SARAVIA 氏が、サンサルバドル市首都圏計画局(OPAMSS)技術者として、エルサルバドル首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト（HOKYO プロジェクト）において、プロジェクトの責任を担うコーディネーターとなって活躍されていることなどが挙げられる。 ○外部評価による評価結果は、「適切かつ大きな成果」（A ⁺ 評価）であった。	<評定に至った理由> 以下の通り、顕著な成果が認められたため、A 評定とした。 ・研修生の受入、通年研修での修士号学位取得、グローバル地震観測研修の実施など、研修を通じて発展途上国等の技術者等の養成を適切に行い、評価指標は 97 点と目標値（85 点以上）を大きく上回った。また、研修修了生が母国の耐震に関するプロジェクトのコーディネーターとなって活躍するなど、研修の効果が国際的に発現しており、研修を通じて発展途上国等の技術者等の養成が適切にかつ十分になされているものといえる。 <今後の課題> 特段の課題はなし <その他事項> （国立研究開発法人審議会の意見） ・最新の地震工学等の研究成果、近年の地震・津波災害で得られた知見をもとに、研修内容を充実させつつ、研修生の受入、通年研修での修士号学位取得、グローバル地震観測研修の実施など、研修を通じて発展途上国等の技術者等の養成を適切に行い、評価指標が目標値を大きく上回っている。 ・JICA と協力して行われた国際地震工学研修において、修了者アンケートで有用性評価が 9.7 点というのは、高く評価できる。 ・研修修了生が母国にて研修成果を生かし活動されている点も注目に値する。 ・目標を上回る実績も出ており、順調に遂行されている。	

							・例年通り満足度は極めて高く、評価を下げている理由に対しても適切に対応されていることから、A 評価で問題ないとする。 ・研修を通じて発展途上国等の技術者等の養成に努めており、顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。 ・研修が着実に実施されている。
--	--	--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	業務運営の効率化に関する事項 (業務の改善の取組、業務の電子化)		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

	評価対象となる指標	達成目標	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費削減率	毎年度、前年度の 予算額に対して 3%相当	3	3						
	業務経費削減率	毎年度、前年度の 予算額に対して 1%相当	1	1						
	共同調達実施件数 (件)	－	10	11						
	研究評価委員会の開催 数 (件)	－	8	8						
	フレックスタイム制 (早出遅出勤務を含む) の利用率 (%)	－	59.8	56.6						
	在宅勤務の活用割合 (%)	－	79.3	67.7						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第4章 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務改善の取組に関する事項 （1）効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、所内において分野横断的な連携体制を強化するなど、柔軟な組織運営を図るものとする。 運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3％に相当する額を削減するものとする。 また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1％に相当する額を削減するものとする。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化に関する取組を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。また、契約に関する情報の公表により、透明性の確保を図るものとする。随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由によ	第2章 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 業務改善の取組 （1）効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化への機動的な対応や業務管理の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、所内において分野横断的な連携体制を強化するなど、効率的かつ柔軟な運営体制の確保を図る。 また、研究開発成果の最大化のため、各研究部門間の連携を促進する。具体的には、各研究グループ・国際地震工学センターの研究者が日々外部から取得する情報を共有する場を設ける等し、高度化、多様化する研究ニーズを的確に把握するよう努める。 運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3％を削減する。 また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1％を削減する。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること等により、一者応札・応募の改善等契約の適正化に関する取組を推進し、業務運営の効率化を図	第2章 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 業務改善の取組 （1）効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化への機動的な対応や業務管理の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、所内において分野横断的な連携体制を強化するなど、効率的かつ柔軟な運営体制の確保を図る。 また、研究開発成果の最大化のため、各研究部門間の連携を促進する。具体的には、各研究グループ・国際地震工学センターの研究者が日々外部から取得する情報を共有する場を設ける等し、高度化、多様化する研究ニーズを的確に把握するよう努める。 運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、令和4年度の予算額に対して3％を削減する。 また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、令和4年度の予算額に対して1％を削減する。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること等により、一者応札・応募の改善等契約の適正	評価軸 （1）業務運営の効率化に取り組んでいるか （2）契約の適正化や調達の合理化を推進しているか （3）国の大綱的指針に基づく研究評価を適切かつ効率的に行っているか 評価指標 ○一般管理費削減率（目標値：3％） ○業務経費削減率（目標値：1％） モニタリング指標 ○共同調達実施件数 ○研究評価委員会の開催数	＜主要な業務実績＞ ○研究者をフラットに配置する組織形態を堅持し、理事長のイニシアチブの下、2つの研究開発プログラムを実施した。 ○研究戦略推進室を中心に外部から取得した情報を共有し、分野横断的な連携により外部資金の獲得に結びつけた。 ○一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、令和4年度の予算額に対して3％を削減した。また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、令和4年度の予算額に対して1％を削減した。 ○契約の適正化の推進として、次の取組を実施した。 ・契約審査会や契約監視委員会等により契約における競争性と透明性を確保した。 ・一者応札、一者応募への対応として、公告期間の十分な確保や応募要件の緩和、見直しに加え、発注予定情報については、ホームページに掲載し、公告とほぼ同時に調達情報メールの配信を行っている。また、調達情報のメール配信サービスについて記載したチラシをシンポジウム等で配布した。 ・令和2年度からの新たな取組として、一定の個別契	＜評定と根拠＞ 評定：B ○業務運営の効率化に関する事項に関して、着実な業務運営を実施したため、B評価とした。 ○フラット制の維持や研究開発プログラムによる分野横断的な取組の実施により、効率的かつ柔軟な運営体制の確保を図った。 ○高度化、多様化する研究ニーズを的確に把握し、各研究部門間の連携を促進した。 ○一般管理費及び業務経費の削減目標を達成した。 ○契約審査会や契約監視委員会により、契約における競争性と透明性を確保する等、契約の適正化を推進した。	評定	B
				＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ 特段の課題はなし ＜その他事項＞ （国立研究開発法人審議会の意見） ・業務運営の効率化に関する事項に関して、着実な業務運営を実施した。また、柔軟な勤務形態とできるようフレックスタイム制・早出遅出勤務、在宅勤務の活用割合も十分であった。 ・研究開発課題の選定・実施について、外部評価によるPDCAを回していることで公正性を担保している。 ・目標を着実に達成している。 ・働き方改革も順調に推進されている点は高く評価したい。全般的にはB評価と判断する。 ・所期の目標を達成していると認められる。 ・適切な業務運営の効率化のための努力がされている。			

	り、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するものとする。 さらに、国立研究開発法人土木研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図るものとする。	る。随意契約については、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、随意契約によることに至った業務の特殊性等を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性の確保を図る。さらに、国立研究開発法人土木研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。 受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。 寄附金については、受け入れの拡大に努める。独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。	化に関する取組を推進し、業務運営の効率化を図る。随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、随意契約によることに至った業務の特殊性等を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性の確保を図る。さらに、国立研究開発法人土木研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。 受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。 独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。	約毎に一者応札・一者応募の改善に向けた取組を契約審査会にて事前・事後点検を行っている。 ・事務用品等の共同調達を実施した。	
	○技術指導及び特許関係について、対価を適切に設定し徴収した。また、施設の貸出に際し、電気使用料及びガス使用料について、従来は諸経費に含まれているものとしていたが、令和 5 年度よりそれぞれの使用量に基づき実費を徴収することとした。	○技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に努めた。	○収益化単位ごとに作成した「研究ロードマップ」を見直し、それらに基づき予算と実績を管理した。		
（２）PDCA サイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究開発等の実施に当たって研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させることを目的に、社会実装につなげる視点も含めての追跡評価を実施するものとする。その際、長期性、不確実性、予見不可可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して評価を行うものとする。	（２）PDCA サイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究課題の選定及び研究開発の実施に当たっては、評価結果を適切に反映させて研究開発に取り組むため、研究評価実施要領に沿って、建研内部での相互評価による内部評価と外部の学識経験者、専門家等による外部評価により、事前、年度、見込、終了時の評価を行うこととし、当該研究開発の必要性、建研が実施することの必要性、実施状況、成果の質、研究体制等について評価	（２）PDCA サイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究課題の選定及び研究開発の実施に当たっては、評価結果を適切に反映させて研究開発に取り組むため、研究評価実施要領に沿って、建研内部での相互評価による内部評価と外部の学識経験者、専門家等による外部評価により、事前、年度、見込、終了時の評価を行うこととし、当該研究開発の必要性、建研が実施することの必要性、実施状況、成果の質、研究体制等について評価		○研究評価を次のとおり実施した。 ・「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえた「国立研究開発法人建築研究所研究評価実施要領」に基づき、事前評価、年度評価、終了時評価、追跡評価の枠組みを整備し、それぞれについて自己評価、内部評価、外部有識者委員会による外部評価を着実に実施した。 ・研究開発の必要性、他の機関との連携及び役割分担、建築研究所が実施する必要性・妥当性、研究の実施状況、成果の質、研究体制等について、研究評価を行った。 ・令和 5 年度は、2 回の研究評価を実施し、第 5 期中長期計画に係る評価の取組として、第 1 回に令和 5 年度に実施する研究開発課題、9 課題の事前評価をおこなった。第 2 回では令和 6 年度に実施する研究開発課題の事前評価、令和 5 年度から引き続き令和 6 年度も実施する研究開発課題の年度評価、令和 5 年度で終了する研究開発課題の終了時評価、第 5 期中長期計画に基づく研究開発プログラムについて年度評価を行った。また、全体委員会においては研究開発プログラムの年度評価を行い、2 つの研究開発プログラムについて、その構成要素	○研究評価実施要領に則り、国の大綱的指針に基づく研究評価を適切に行った。 ・大綱的指針に基づき、研究開発プログラム単位で外部評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施等に反映した。

		を受ける。評価結果は、研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させることを目的に、社会実装につなげる視点も含めての追跡評価を実施する。なお、評価は、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して行う。 また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるよう公表を原則とし、研究開発の公平性・中立性の確保に努める。	を受ける。評価結果は、研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させることを目的に、社会実装につなげる視点も含めての追跡評価を実施する。なお、評価は、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して行う。 また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるよう公表を原則とし、研究開発の公平性・中立性の確保に努める。		である研究開発課題それぞれに投入される研究員数や予算配分を参照しつつ、令和5年度末の進捗状況に係る内部評価結果、並びに過年度の研究開発成果も含めた技術の指導及び成果の普及を含めて、今年度の活動全般を確認いただいた。		
	2. 働き方改革に関する事項 働き方改革については、年次休暇や男性を含めた育児休暇等の取得促進及び時間外勤務の縮減等に取り組むものとする。また、フレックスタイム制、早出遅出勤務、在宅勤務及びリモート会議システムの積極的な活用等により柔軟な勤務形態を取り入れるものとする。さらに、良好な職場環境を確保するため、各種ハラスメントに対する研修や対応等を適切に実施するものとする。 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めるものとする。	2. 働き方改革 働き方改革については、年次休暇や男性を含めた育児休暇等の取得促進及び時間外勤務の縮減等に取り組む。また、フレックスタイム制、早出遅出勤務、在宅勤務及びリモート会議システムの積極的な活用等により柔軟な勤務形態を取り入れる。さらに、良好な職場環境を確保するため、各種ハラスメントに対する研修や対応等を適切に実施する。 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。	2. 働き方改革 働き方改革については、年次休暇や男性を含めた育児休暇等の取得促進及び時間外勤務の縮減等に取り組む。また、フレックスタイム制、早出遅出勤務、在宅勤務及びリモート会議システムの積極的な活用等により柔軟な勤務形態を取り入れる。さらに、良好な職場環境を確保するため、各種ハラスメントに対する研修や対応等を適切に実施する。 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、電子的情報共有システムの活用等による事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。	評価軸 (1) 働きやすい職場環境づくりのため、家庭やライフスタイルにあった多様で柔軟な働き方を実現できる体制が構築されているか モニタリング指標 ○フレックスタイム制（早出遅出勤務を含む）の利用率 ○在宅勤務の活用割合	○働き方改革に関する取組として、次のとおり実施した。 - 柔軟な勤務形態とできるよう、各種制度やオンライン会議システム・リモートアクセスシステムを導入しており、フレックスタイム制・早出遅出勤務の利用率は56.6%、在宅勤務の活用割合は67.7%であった。 - 令和5年12月8日に、所内全役職員に対し、弁護士を講師として、役職員の倫理観の向上を図るため、建築研究所倫理規程に関する研修を行った。 - 令和5年度における建築研究所全体での紙の購入枚数は約82万枚と前年度を下回った。	○働き方改革を推進した。	

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	財務内容の改善に関する事項 (予算・収支計画・資金計画、短期借入金の限度額、不要財産の処分に関する計画、重要財産の譲渡等に関する計画、剰余金の使途、積立金の使途)		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

	評価対象となる指標	達成目標	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	運営費交付金執行率(%)	－	90.8	87.5						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
							評価	B
	第5章 財務内容の改善に関する事項 運営費交付金を充当して行う業務については、中長期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図るものとする。 また、独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するものとする。	第3章 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 （1）予算 （2）収支計画 （3）資金計画 第4章 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 300 百万円とする。 第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第7章 剰余金の使途 剰余金が生じたときは、研究開発、研究基盤の整備充実、出資の活用を含めた成果の普及及び研修に充てる。 第8章 その他業務運営に関する事項	第3章 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 （1）予算 （2）収支計画 （3）資金計画 第4章 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となった場合には、300 百万円を限度として短期借入を行う。 第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第7章 剰余金の使途 剰余金が生じたときは、令和6年度以降に、研究開発、研究基盤の整備充実、出資の活用を含めた成果の普及及び研修に充てる。 第8章 その他業務運営に関する事項	評価軸 （1）中長期計画の予算による運営を適切に行っているか モニタリング指標 ○運営費交付金執行率	＜主要な業務実績＞ ○予算を計画的かつ効率的に執行し、収支計画及び資金計画も計画のとおり実施した。 ○外部資金を積極的に獲得するとともに、内部監査により固定資産の実査（現物確認）を実施した。 ○純利益として 44 百万円を計上した。 ○予見し難い事故等はなく、短期借入の実績はない。 ○重要な財産の処分等の実績はない。 ○剰余金（目的積立金）は発生しなかった。 ○積立金はなく、中長期計画及び年度計画のとおりであった。	＜評定と根拠＞ 評定：B ○財務内容の改善に関する事項に関して、着実な業務運営を実施したため、B評価とした。 ○予算、収支、資金については、それぞれの計画に基づき適切に実施した。	＜評定に至った理由＞ ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ 特段の課題はなし ＜その他事項＞ （国立研究開発法人審議会の意見） ・財務内容の改善に関する事項に関して、着実な業務運営を実施した。 ・外部資金の獲得について評価できる。 ・目標を着実に達成している。 ・所期の目標を達成していると認められる。 ・健全な財務内容である。	

		国立研究開発法人建築研究所法第13条第1項に規定する積立金の使途なし	国立研究開発法人建築研究所法第13条第1項に規定する積立金の使途なし				
--	--	------------------------------------	------------------------------------	--	--	--	--

4．その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5	その他の業務運営に関する事項 (施設及び設備等に関する計画、人事に関する計画、その他)		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

	評価対象となる指標	達成目標	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	コンプライアンス講習会の開催数	2回以上	3	2						
	幹部会議の開催数(回)	－	36	37						
	博士号保有者の割合(%)	－	86.4	86.4						
	女性職員の割合(%)	－	8.5	11.9						
	ラスパイレス指数(研究職員)	－	109.8	108.9						
	ラスパイレス指数(事務・技術職員)	－	100.6	106.9						
	研究不正防止に関するe-ラーニングプログラムの実施率(%)	－	100	100						
	情報セキュリティ委員会の開催数(回)	－	5	9						
	外部機関による施設の利用件数(件)	－	19	17						
	外部機関による施設利用収入(千円)	－	9,789	9,693						
	防災訓練・消防訓練の実施回数(回)	－	2	2						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
							評価	B
	第6章 その他業務運営に関する重要事項 3. その他の事項 (2) コンプライアンスに関する事項 建研におけるコンプライアンスに関する規程について、職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。 特に、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、研究上の不正行為の防止及び対応に	第8章 その他業務運営に関する事項 4. その他中長期目標を達成するために必要な事項 (3) コンプライアンスに関する計画 コンプライアンス研修の開催や理事長メッセージの発出など不祥事の発生の未然防止等に係る取組を通じて、職員の意識向上及び啓発を推進する。 また、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも重要な課題であるため、研究部門のみならず管	第8章 その他業務運営に関する事項 4. その他中長期目標を達成するために必要な事項 (3) コンプライアンスに関する計画 コンプライアンス研修の開催や理事長メッセージの発出など不祥事の発生の未然防止等に係る取組を通じて、職員の意識向上及び啓発を推進する。 また、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも重要な課題であるため、研究部門のみならず管	評価軸 ○コンプライアンスについて意識の浸透を図るための取組、研究上の不正行為の防止及び対応のための取組がどのように行われているか。コンプライアンス上の問題が生じていないか。 評価指標 ○コンプライアンス講習会の開催数 (目標値：2回以上)	＜主要な業務実績＞ ○コンプライアンスに関する取組として、次のとおり実施した。 ・新規採用者及び転入者にコンプライアンス携帯カードを配布した。 ・理事長メッセージの所内展開やコンプライアンス推進週間 PR 資料及びポスターの所内配布・掲示、コンプライアンス講習会の開催（2回）等多角的な方法により、研究所全体としてのコンプライアンス推進	＜評定と根拠＞ 評定：B ○その他の業務運営に関する事項に関して、着実な業務運営を実施したため、B評価とした。 ○コンプライアンス研修等により、研究不正等の防止に努めた。	＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ 特段の課題はなし ＜その他事項＞ (国立研究開発法人審議会の意見) ・その他の業務運営に関する事項に関して、着実な業務運営を実施した。	

	関する規 程について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応するものとする。	理部門も含め、全職員を対象として研修を実施し、職員の意識を高める。 さらに、研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応する。	理部門も含め、全職員を対象として研修を実施し、職員の意識を高める。 さらに、研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応する。	モニタリング指標 ○研究不正防止に関するe-ラーニングプログラムの実施率	を図った。 ・全役職員を対象に、APRIN e-ラーニングプログラム「研究倫理教育コース2023」を実施した。		・女性の研究グループ長の登用、多様な働き方としてフレックスタイム制や在宅勤務制度の利用が進んでいるのは、ダイバーシティの第一歩として評価できる。 また、不正アクセス事案について、迅速に対応された事も評価できる。
	1. 内部統制に関する事項 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総管査第321号総務省行政管理局長通知)に基づき、内部統制の推進を図るものとする。 研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行うものとする。 理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進するものとする。 また、建研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底するものとする。	(1) 内部統制に関する計画 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実にを行い、内部統制の推進を図る。 研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行う。また、中立性・公平性の確保を図る。 さらに、理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進するとともに、建研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底する。 その際、役員会や幹部会議を柱とした積極的な活動を行うとともに、その下で、研究評価委員会、情報セキュリティ委員会などの内部統制に関する委員会を定期的に開催する。	(1) 内部統制に関する計画 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実にを行い、内部統制の推進を図る。 研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行う。また、中立性・公平性の確保を図る。 さらに、理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進するとともに、建研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底する。 その際、役員会や幹部会議を柱とした積極的な活動を行うとともに、その下で、研究評価委員会、情報セキュリティ委員会などの内部統制に関する委員会を定期的に開催する。	評価軸 (1) 研究所内の内部統制が適切に図られているか (2) 人材の獲得・配置・育成の戦略が適切に図られているか (3) 機密情報の流出など、情報セキュリティインシデントを未然に防ぐため、体制の充実を図っているか (4) 外部機関による実験施設等の利用を促進しているか (5) 災害に備えた事前準備が適切になされているか	○内部統制として、次の取組を実施した。 ・幹部会議等を定期的に開催し、理事長のリーダーシップのもとで、ガバナンスの適正化を図った。 ・また、グループ長等会議を定期的に開催し、重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう図った。 ・理事長と職員の意見交換会を実施し、所内の課題の把握、共有と解決を図った。 ・研究開発等について、研究評価を加味して、理事長を議長とする役員会審議の上、研究開発予算の配分を決定した。 ・また、研究評価の対象は、研究開発の必要性、他の機関との連携及び役割分担、建築研究所が実施することの必要性・妥当性等についてであり、その際、所の研究開発の中立性・公平性に配慮しているか確認を行っている。 ・労働安全衛生法に規定する職場巡視を、定期的に実施した。	○理事長のリーダーシップのもとで、内部統制が適切に図られた。	・概ね目標を達成している。 ・所期の目標を達成していると認められる。
	2. 人材確保・育成方針・人事管理に関する事項 高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図る。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニユアトラック制度を活用するものとする。また、競争的研究資金等の獲得に合わせて人員体制を強化するほか、人員の適正配	2. 人材確保・育成方針・人事管理に関する計画 高度な研究開発業務の推進のため、客員研究員の招聘、交流研究員の受入を進めるとともに、必要な人材の確保を図る。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニユアトラック制度を活用する。また、競争的研究資金等の獲得に合	2. 人材確保・育成方針・人事管理に関する計画 高度な研究開発業務の推進のため、客員研究員の招聘、交流研究員の受入を進めるとともに、必要な人材の確保を図る。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用する	モニタリング指標 ○幹部会議の開催数 ○博士号保有者の割合 ○女性職員の割合 ○ラスパイレス指数（研究職員） ○ラスパイレス指数（事務・技術職員） ○情報セキュリティ委員会の開催数 ○外部機関による施設の利用件数 ○外部機関による施設利用収入 ○防災訓練・消防訓練の実施回数	○人材の獲得・配置・育成の戦略として、次の取組を実施した。 ・人事評価システムについて、新たに能力評価の他、職員が果たすべき役割を評価書との面談等を通して目標設定した上でその果たした程度を評価する業績評価に基づく人事評価を導入し、適切に実施した。 ・表彰をはじめとする研究者	○人事評価システムの実施、任期付研究員の採用等により、人材の獲得・配置・育成の戦略を適切に図った。	・多様な人材の活躍を促す組織・人事管理の推進に係る取組がなされている。

置により業務運営の効率化を図るものとする。研究者等の確保・育成に係る中長期的な構想を令和4年度を目途に確立するとともに、法人を取り巻く環境変化を踏まえ、人材の活用等に関する具体的な方針を不断に見直すとともに、若手研究職員をはじめ全ての研究職員の自由かつ柔軟な発想が活かされるよう留意するものとする。 また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）等に基づいて、女性の活躍を進めることとし、一般事業主行動計画等を踏まえて、女性の研究員の採用、管理職への登用、女性も働きやすい職場環境の整備等により、多様な組織・人事管理を積極的に推進するものとする。 さらに、職員個々に対する人事評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るものとする。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表するものとする。	わけて人員体制を強化するほか、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。研究者等の確保・育成に係る中長期的な構想を令和4年度を目途に確立するとともに、法人を取り巻く環境変化を踏まえ、人材の活用等に関する具体的な方針を不断に見直すとともに、若手研究職員をはじめ全ての研究職員の自由かつ柔軟な発想が活かされるよう留意する。 また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等に基づいた女性の研究員の採用、管理職への登用、働きやすい職場環境の整備をはじめとして、高齢職員の再雇用、障害者雇用やデニュアトラック制度を通じた中途採用なども含め、より多様な人材の活躍を促す組織・人事管理を積極的に推進する。 さらに、職員個々の能力と業績に対する人事評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。	ため、デニュアトラック制度を活用する。また、競争的研究資金等の獲得に合わせて人員体制を強化するほか、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。法人を取り巻く環境変化を踏まえ、人材の活用等に関する具体的な方針を不断に見直すとともに、若手研究職員をはじめ全ての研究職員の自由かつ柔軟な発想が活かされるよう留意する。 また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等に基づいた女性の研究員の採用、管理職への登用、働きやすい職場環境の整備をはじめとして、高齢職員の再雇用、障害者雇用やデニュアトラック制度を通じた中途採用なども含め、より多様な人材の活躍を促す組織・人事管理を積極的に推進する。 さらに、職員個々の能力と業績に対する人事評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を公表する。	の評価・処遇を適切に実施した。 - 新規採用職員等に対する講習会の開催や担当職員の外部研修の受講等により、人事管理体制の充実につとめた。 - 国立研究開発法人として役割（ミッション）を全うできるよう、若手研究者を任期付職員として採用するなど、適正な人員管理を行っており、研究職59名のうち博士号取得者は51名（86.4%）であった。 - 初めて研究グループ長へ女性を登用した。 - 育児・介護のための支援制度に関する情報を公表した。 - 女性職員の割合（研究職員）は11.9%であった。 ○給与水準及び人件費削減の取組に関しては、次の取組を実施した。 - 給与水準は、俸給・諸手当ともに国に準じて運用し、対国家公務員指数は、事務・技術職員106.9%、研究職員は108.9%となった。 - 人件費削減の取組については、第一期中期目標期間の最終年度（平成17年度）予算額に対して、令和5年度の執行額で3.1%の削減を行っている。 - 福利厚生費は、事務・事業の公共性・効率性、国民の信頼確保の観点から、真に必要なものに限って予算執行した。	○女性活躍推進に向けて取り組んだ。 ○給与水準についても適切な状況を維持した。 ○人件費についても適正な管理を行っている。
3. その他の事項 (1) リスク管理体制に関する事項 業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図るものとする。 (3) 情報公開、個人情報保護、情報セキュリティに関する事項 適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確	4. その他中長期目標を達成するために必要な事項 (2) リスク管理体制に関する計画 業務実施の障害となる要因の分析等を行い、リスク管理委員会において、リスク対応計画の点検・見直しを行うなど想定されるリスクへの適切な対応を図る。 (4) 情報公開、個人情報保護、情報セキュリティに関する計画 適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確	4. その他中長期目標を達成するために必要な事項 (2) リスク管理体制に関する計画 業務実施の障害となる要因の分析等を行い、リスク管理委員会において、リスク対応計画の点検・見直しを行うなど想定されるリスクへの適切な対応を図る。 (4) 情報公開、個人情報保護に関する計画 適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確	○リスク管理体制に関して、次の取組を実施した。 「国立研究開発法人建築研究所リスク管理及び危機対応に関する規程」に基づくリスク管理委員会を開催し、リスク対応計画の改訂等の審議を実施した。改訂後のリスク対応計画をイントラネットに掲載し周知した。 ○情報公開、個人情報保護に関する取組として、次のとおり実施した。 - 組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこ	○リスクが顕在化した際に損害を最小限に食い止め、早期に通常業務遂行状態に戻すための対策に、積極的に取り組んだ。 ○情報公開、個人情報保護について、関係規程等に基づき、適切に対応した。

	保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査の結果等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行うものとする。また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。 （４）情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する事項 情報セキュリティ水準を継続的に向上させるためサイバーセキュリティ－基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく政府機関の統一基準の改定に伴う情報セキュリティポリシー及び各種関係実施要領の適宜見直しを行い、適切な運用を図るものとする。 また、研究情報等の重要情報を保護する観点から、建研の業務計画（年度計画等）に情報セキュリティ対策を位置付けるなど、情報セキュリティ対策を推進するものとする。 情報システムの整備及び管理については「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するものとする。	保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行う。 具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査の結果等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行う。また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。 （５）情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する計画 情報セキュリティ水準を継続的に向上させるためサイバーセキュリティ－基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく政府機関の統一基準の改定に伴う情報セキュリティポリシー及び各種関係実施要領の適宜見直しを行い、適切な運用を図る。 また、研究情報等の重要情報を保護する観点から、建研の業務計画（年度計画等）に情報セキュリティ対策を位置付けるなど、情報セキュリティ対策を推進する。 情報システムの整備及び管理については「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。	任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行う。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査の結果等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行う。また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。 （５）情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する計画 情報セキュリティ水準を継続的に向上させるためサイバーセキュリティ－基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく政府機関の統一基準の改定に伴う情報セキュリティポリシー及び各種関係実施要領の適宜見直しを行い、適切な運用を図る。 情報セキュリティ対策としては、情報発信に関して、引き続き、情報掲載基準や掲載手続き等を所内に周知する。また、情報受信に関して、引き続き、ファイアウォールサーバーを活用するとともに、迷惑メール対策システムによる判別作業を自動的に行うほか、悪質なコンテンツの排除、情報漏洩の防止等を目的に、インターネット閲覧制限を行う。 情報システムの整備及び管理については「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。	れらに対する評価及び監査の結果等をホームページで公開した。 ・「国立研究開発法人建築研究所文書管理規則」に基づき、法人文書の適切な管理等を実施した。 ・「国立研究開発法人建築研究所保有個人情報等管理規程」に基づき、個人情報の管理方法等の点検等を実施した。 ○情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する取組として、次のとおり実施した。 ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に準拠するため「国立研究開発法人建築研究所情報セキュリティポリシー」を一部改正した。 ・令和 5 年 6 月に発覚したスパムファイアウォールに対する不正アクセス事案については、所管省庁及び関係機関と連携し、迅速に対応した。また、これを踏まえた再発防止策として、令和 5 年 8 月に研究支援部門の端末に対し EDR（Endpoint Detection and Response）を導入した。 ・PMO（Portfolio Management Office）の取組として、所内の業務システムの調達プロジェクト支援を 2 件実施した。その他、共用計算機システムの更新、情報システム台帳の整備を行った。	
	（５）保有資産等の管理・運用に関する事項 業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努めるものと	１．施設及び設備等に関する計画 業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。	１．施設及び設備等に関する計画 業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。	○ホームページで外部の研究機関が実験施設等を利用可能な期間を公表した。結果、施設貸出は 17 件、収入は 9,693 千円であった。 ○「第 5 期中長期計画期間中の施設整備方針及び計画」および年度計画に基づき	○外部機関による実験施設等の利用促進を図った結果、令和 4 年度と同水準の収入を維持した。 ○施設整備計画に従った計画的な整備、更新等による適切な維持管理を行うとともに、施設整

	する。また、保有資産の適正な管理の下、その有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るものとする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めるものとする。 なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、建研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うものとする。 また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るとともに、適正なマネジメント下での公表や出資の活用も含めて普及活動に取り組み知的財産の活用促進を図るものとする。	また、保有資産の適正な管理の下、その有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図る。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。そのために、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者の視点に立った情報提供を行う。また、貸出しを受けた機関が実験結果を対外的に公表する際には、建研の施設を活用して実験を行ったことを明示するよう要請する。 なお、中長期目標の期間中に実施する主な施設整備・更新等は別表－５のとおりとする。また、保有資産の必要性について内部監査で重点的に点検するとともに、研究開発の必要性に応じて不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、建研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。 また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るとともに、適正なマネジメント下での公表や出資の活用も含めて普及活動に取り組み、知的財産の活用促進を図る。	また、保有資産の有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図る。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。そのために、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者の視点に立った情報提供を行う。また、貸出しを受けた機関が実験結果を対外的に公表する際には、建研の施設を活用して実験を行ったことを明示するよう要請する。 なお、本年度に実施する主な施設整備・更新は別表－４のとおりとする。また、保有資産の必要性について、研究開発の必要性に応じて不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、建研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。 また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るとともに、適正なマネジメント下での公表や出資の活用も含めて普及活動に取り組み知的財産の活用促進について検討を行う。	計画的な整備等を実施した。 ○令和４年度補正予算において、「強度試験棟・振動台加振装置の更新」及び「複合材料実験棟・火災・構造複合実験加力装置の更新」を実施している。 ○知的財産の確保・管理について、令和５年度は２件の特許が登録され、保有する特許は２８件となった。また、一定の年数を経過した特許について、権利を継持する必要性について見直しを行った。	備のための補正予算を確保した。 ○知的財産の確保・管理について、関係規程等に基づき、適切に対応した。	
（６）技術流出防止対策に関する事項 技術の流出防止に細心の注意を払うとともに、技術の流出防止に向けた審査を適切に行い、技術の流出防止を図るものとする。	４．その他中長期目標を達成するために必要な事項 （６）技術流出防止対策に関する計画 安全保障に関する技術の提供については、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）の輸出者等遵守基準を定める省令（平成２１年経済産業省令第６０号）に基づいて定めた所内規程により審査を適切に行うとともに、必要に応じて同規程の見直しを行うなど、技術の流出防止を図る。	４．その他中長期目標を達成するために必要な事項 （６）技術流出防止対策に関する計画 安全保障に関する技術の提供については、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）の輸出者等遵守基準を定める省令（平成２１年経済産業省令第６０号）に基づいて定めた所内規程により審査を適切に行うとともに、必要に応じて同規程の見直しを行うなど、技術の流出防止を図る。	○技術流出防止対策に関する取組として、次のとおり実施した。 ・研究インテグリティの確保に資する更なる体制整備のため、「研究インテグリティの確保に関する規程」および「利益相反マネジメント実施規程」を制定した。 ・令和５年度に一部改正を行った「国立研究開発法人建築研究所安全保障輸出管理規程」に従い、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術提供等を行うことがないよう、技術提供等管理の確実な実施を行った。	○技術流出防止対策に関する取組について、「研究インテグリティの確保に関する規程」および「利益相反マネジメント実施規程」を制定し必要な体制を整備したほか、関係規程等に従い、適切に対応した。		

	(7)安全管理、環境保全・災害対策に関する事項 防災業務計画等を適時適切に見直すとともに、当該計画に基づいて適切に対応するものとする。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努めるものとする。 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進するものとする。	(7)安全管理、環境保全・災害対策に関する計画 防災業務計画等を適時適切に見直すとともに、当該計画に基づいて適切に対応する。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努める。 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進する。		○安全管理、環境保全・災害対策に関する取組として、次のとおり実施した。 ・「地震防災マニュアル」を踏まえ、安否確認及び災害対策本部設置・運営の訓練を実施した。 ・令和5年12月には、建築研究所及び国土技術政策総合研究所（立原庁舎）が共同で消防訓練を実施した。 ・「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成・公表し、22分野287品目について、原則、所定の基準を満足するものを調達した。	○安全管理、環境保全・災害対策について、関係マニュアル等に基づき、適切に対応した。	
--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—